

# SHUTTER & DOOR

建築基準法改正により

防火設備〈防火シャッター・防火ドア〉の 定期検査・報告が義務化されました。

2014年6月4日公布、2016年6月1日施行



※カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

※このカタログは、再生紙を使用しています。

●あらゆる防災設備・機器のご用命は下記へ……



ヤマトプロテック株式会社

本 社 東京都港区白金台5-17-2 ホームページ https://www.yamatoproteo

平成25年に福岡県で発生した診療所火災がきっかけとなり、 防火設備の点検制度等の見直しを実施しました。

平成25年10月、福岡県福岡市の診療所で火災が発生し、地上4階、地下1階建ての鉄筋コンクリート の建物が全焼。死者10人、負傷者5人の犠牲者を出す大惨事となりました。温度ヒューズまたは熱感知

器、煙感知器と連動する防火設備(防火ドア)が、 建物の7カ所に設置されていましたが、いずれも作 動しなかったことが、火災の拡大につながったと思 われます。



出典:有床診療所·病院火災対策報告書 平成26年7月 有床診療所·病院火災対策検討部会

#### 火災が拡大した原因は?

#### ■発生後の調査等で明らかになったこと

1.煙感知式に改修すべき防火設備の感知装置を旧式の 温度ヒューズ式等のまま放置していた。

令 2. 増築された吹き抜け部分に設置すべき防火設備が未 設定だった。

反 3.窓のない居室が生じ、当該居室に設置すべき排煙設 備が未設置だった。

#### 定期調査報告の状況

福岡市では診療所を報告の対象として 指定していなかったため、今回火災の あった建物は報告の対象外だった。 消防法による消防設備点検は行われて いたものの、防火設備自体の点検は未 実施だった。

#### 国土交通省の対応

■全国の病院と診療所に対して緊急点検を実施。

建築基準法違反で是正指導を行った施設のうち、6割近くが手つかずであることがわかりました。

1.無届による増改築等の有無及び無届 による増改築等があった場合の該当 部分の建築基準法令への適合状況

緊急点検対象 · · · · · · · 16.087件 無届による増改築等・・・・・・541件 建築基準法令への不適合・・・・389件

2.防火設備の状況

緊急点検対象 · · · · · · · 16,087件 建築基準法令への不適合・・1,724件 国土交通省では、こうした防火設備の不備による事故の 再発防止を検討。定期調査・検査報告制度の見直しを行 い、建築基準法の改正に至りました。

#### 対 策

- ○防火設備の検査基準設定
- ○検査員の資格制度
- ○検査、報告対象を国が定め、
  - その他を地方自治体(特定行政庁)が定める。

#### 国土交通省が、建築基準法の一部改正を発表。(平成26年法律第54号抜粋)

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判 定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずる。

法改正の概要

定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、 定期調査・検査報告制度の強化 定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等を図ることとする。



防火設備の検査制度が、 専門的な定期検査を行う報告の対象です。

### 1.建築基準法の定める定期調査・検査の改定ポイント

## 特殊建築物等 定期調査

劇場、病院、百貨店などの外壁の損傷、天井の耐震 対策の状況の確認

防火設備の設置状況の確認など

## 防火設備 定期検査 防火ドア、防火シャッ

## 建築物等 定期調査

劇場、病院、百貨店などの 外壁の損傷、天井の耐震 対策の状況の確認など

#### 昇降機 定期検査

エレベーター、エスカ レーターなどの安全装 置の点検、動作確認など



#### 建築設備 定期検査

制

改

 $\mathcal{O}$ 

要

配管設備の腐食状況 の点検、換気設備の換 気量の確認など



建築設備 定期検査 同上

#### 2.対象となる建築物・設備

不特定多数の者等が利用する建築物など、安全性の 確保を徹底すべき建築物等については法令により一 律に定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等 については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を 行うことができるようにする。

#### [主な指定対象施設]

劇場、映画館、公会堂、病院、診療所、旅館、ホテ ル、体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美 術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳 場、百貨店、マーケット、展示場、遊技場、公衆浴 場、店舗など、不特定多数の者が利用する施設

#### [対象防火設備]

○随時閉鎖式の防火シャッター(耐火クロススクリーンを含む) ○随時閉鎖式の防火ドア

ターなどの駆動装置

の検査など

対 象	例 外
○指定対象建築物 <sup>※1</sup> の防火専用及び管理併用の防火設備	常時閉鎖式 <sup>※3</sup> の防火設備・
○病院、有床診療所または就寝用福祉施設 <sup>※2</sup> の防火設備	防火ダンパー・外壁開口部の防火設備

- ※1 詳細はP3を参照 ※2 該当する用途部分の床面積が200㎡以上のもの
- ※3 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの。

### 3.検査・報告義務

検査対象の建物所有者は、専門資格者 に検査を委託し、その結果を地方自治 体(特定行政庁)に報告することが義務 化されます。

#### ●定期点検·報告時期

民間等の防火設備	6ヶ月~1年までの間隔をおいて 特定行政庁が定める時期
国・特定行政庁の防火設備	1年以内ごと

#### 4.罰則規定

建築基準法に準じる。

- ●是正命令違反(建築基準法 第98条 第1項):3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人の場合:1億円以下の罰金)
- ●無報告・虚偽報告(建築基準法 第101条 第2項):100万円以下の罰金(法人も同じ)



「不特定多数の者が利用する建築物」が、 定期検査・報告の対象です。

検査対象となる建物(用途)については、国が法令により 一律に定め、国が定めた以外をさらに地方自治体(特定 行政庁)が地域の実績に応じて指定することになります。



## 国が指定する対象建築物※1の用途と規模[政令指定]

対象用途	対象用途の位置・規模 <sup>※2</sup> (いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、 <b>就寝用福祉施設<sup>*</sup></b>	<ul><li>①3階以上の階にあるもの</li><li>②2階の床面積が300㎡以上のもの<sup>※3</sup></li><li>③地階にあるもの</li></ul>
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に付属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2該当する用途部分の床面積が、1,000㎡超のものに限る ※3病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る

#### \*就寝用福祉施設の詳細

就寝用福祉施設(下表に掲げる用途)については、利用者が高齢者、障害者、妊産婦など火災時の避難に時間を要すると考えられる状態であること、就寝時には火災の発生に気付くのが遅れるということに配慮し、避難上の安全を確保する観点から、定期報告の対象として指定している。

- ○サービス付き高齢者向け住宅 ※「共同施設」「寄宿舎」「有料老人ホーム」のいずれかに該当
- ○認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム ※「寄宿舎」に該当
- ○助産施設、乳幼院、障害児入所施設、助産所
- ○盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設
- ○老人短期入所施設
- ○小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所 ※「老人短期入所施設」に該当
- ○老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る)
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ※「老人短期入所施設」に該当
- ○母子保健施設
- ○障害者支援施設、福祉ホーム、
- 障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行なう事業に限る)の事業所(利用者の就寝用に供するものに限る)

#### 地方自治体(特定行政庁)が指定する可能性のある対象建築物

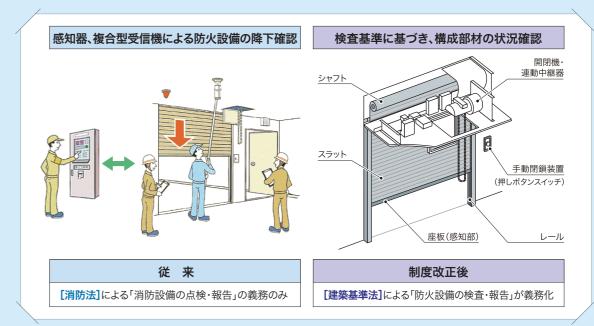
対象用途

国が指定した対象用途の規模以外のもの、学校または体育館(学校に付属するもの)・事務所、工場、倉庫など

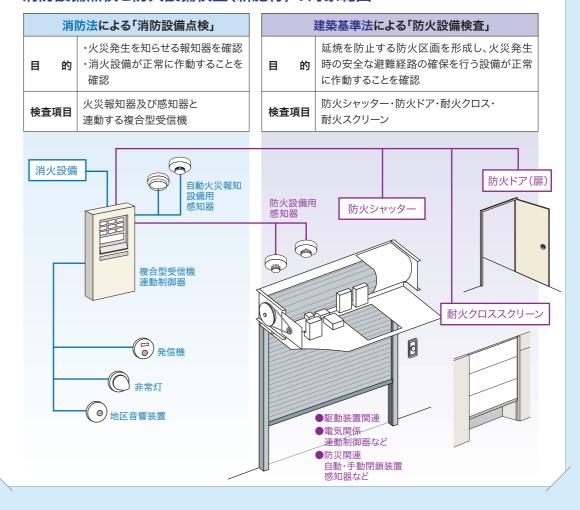


新しい防火設備と消防設備、両方の 点検報告が必要となります。

従来の消防設備点検では、防火設備(ドア・シャッター)の点検はしていませんでした。しかし建築基準 法の改正により、「消防設備点検」と「防火設備検査」の両方の報告が必要となります。



#### 消防設備点検と防火設備検査(新施行)の対象範囲

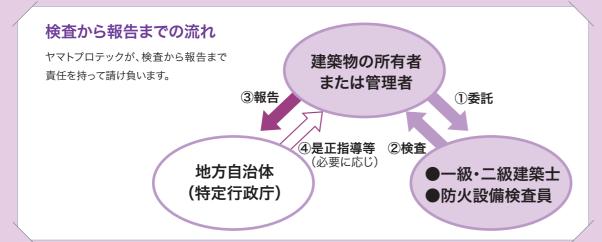


4



## 防火設備検査は、専門の知識と技術を有する 国家資格を持つ専門家が行います。

消防設備点検の資格者とは別に、防火設備点検の検査資格者として「防火設備検査員」を新たに設立。 防火設備検査は、「一級・二級建築士」または新しく導入された「防火設備検査員」が行うことになります。 ※「防火設備検査員」の資格証は、国土交通大臣より交付される国家資格です。



#### 検査報告書類

物件ごとに、防火設備に応じて4~5種類の「報告書」が必要です。

書類名称	内 容					
①定期検査報告書	所有者、管理者、報告対象建築物、防災設備詳細などを記入					
②定期検査報告概要書						
③検査結果表	4種類あります。物件単位で該当する設備それぞれが必要になります。※1 1.防火扉 2.防火シャッター 3.耐火クロススクリーン 4.ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備					
④検査結果図	各階の平面図を添付し、検査対象防火設備の設置箇所を記入					
⑤関係写真	「要是正」とされた項目の 検査項目、写真、特記事項を記入 ※検査において「要是正」と判断された設備がある場合にのみに必要となります。					

●P6に一部紹介しています。 ※1(例) 防火扉20台と防火シャッター10台の物件の場合:防火扉、防火シャッターの検査結果表が各1部必要になります。

## **通知を受けてから報告までトータルサポート** 対象建築物に指定されたことを確認したら、まずはご相談ください。



#### ①定期検査報告書

整理番号 第三十六号の八様式(第六条関係)(A4)	①定期検査報告書 - 二面
定期檢查報告書 (防火設備) (第一面)	(第二面) 防火設備の状況等 【1.建築物の概要】
建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実 に相違ありません。	【イ・階数】     地上     階     地下     階       【ロ・建築面積】     ㎡       【ハ・延べ面積】     ㎡
特定行政庁 様 平成 年 月 日 報告者氏名	[ 2. 確認済証交付年月日等] [ 【イ. 確認済証交付年月日] 昭和・平成 年 月 日 第 号 [ □. 確認済証交付者] □建築主事 □指定確認検査機関( ) [ 八. 検査済証交付年月日] 昭和・平成 年 月 日 第 号 [ 二. 検査済証交付者] □雑築主事 □指定確認検査機関( )
検査者氏名   印   【1. 所有者】   【イ. 氏名のフリガナ】   [ロ. 氏名]   【小. 既便番号】	
[二、住所] [ホ、電話番号] [2. 管理者] [イ. 氏名のフリガナ] [ロ. 氏名] [ハ. 麻便番号] [二. 住所] [ホ. 電話番号] [3. 報告対象建築物] [イ. 所在地] [ロ. 名称のフリガナ] [ハ. 名称] [二. 用途] [二. 用途] [二. 用途]	[4. 防火設備の検査者]       (代表となる検査者)       [イ・資格] ( ) 建築士 ( ) 登録第 号       防火設備検査員 第 号       [ロ. 氏名のフリガナ]       [ハ. 氏名]       [二- 勤務先]       ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号       [本. 郵便需号]       [へ、所在地]       [ト・電話番号]       (その他の検査者)       [イ・資格] ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
□要是正の指摘あり(□既存不適格) □指摘なし	防大設備検査員 第 号 【ロ.氏名のフリガナ】 【ハ.氏名】 【二.勤務先】 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号
<b>※受付欄</b>	[本. 郵便番号] [へ. 所在地]
平成 年 月 日 第 号 係員印	
	[ロ. 防火設備]

#### ③検査結果表

別記第二号 (A4)

当該検査に関与した 核査者			氏 名			検査	古番号
		代表となる検査者					
<b>英金</b> 名		その他の検査者					
					検査結果		
番号	接	査 項 目	検査事項	指摘	救線 要是正		担当検査者
				なし		既 存 不適格	番号
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		$\vdash$		
(2)			軸受け部のプラケット、巻取りシャフト及び 開閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※				
(4)		彩動装置	軸受け部のプラケット、ペアリング及びスプ ロケット又はローブ車の劣化及び損傷の状況 ※				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーローブの劣化及 び損傷の状況				
(6)	** 1		スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)	防火シャッ	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイドレー ル	劣化及び損傷の状況				
(10)			危害防止用連動中維器の配線の状況				
(11)		危害防止装置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状 発				
(12)			改 危害防止装置用予備電源の容量の状況				_
(13)			座板越知郎の劣化及び損傷並びに作動の状況	_			_
(14)			作動の状況		-		
(15)		EXPENSE MEMORIA			-		_
(16)		感知器及び熟感知器	感知の状況	_			_
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	_			
(18)			スイッチ類及び表示灯の状況		-		
(19)			結線接続の状況				
(20)	逐動機構	まぐさ及びガイドレール 危害防止装置 煙感知器、熱煙複合	接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)		****	劣化及び損傷の状況				
(23)		是對侵情用于描電源	容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	おみめわれる	n 49-30	防火シャッターの関鎖の状況				
(27)	総合的な作動の	7400	防火区画の形成の状況				
上記	以外の検査項目						
特記等	5 E E						
番号		検査項目	指摘の具体的内容等	改善	の具体的に	内容等	改善(*)

检查结果表

#### ⑤関係写真

1 Apr - 1 Av	式 (A4)		関係写真		
部位	香号	検査を	(n	検査	結果
HP1M.				□要是正	口その他
			特記事項		
	写真贴付				
			-		
_		14.4			
部位 —	番号	検査リ	UII .	- 模会 □要是正	結果 □その他
			特記事項	□要是正	しての他

8位 番号	検査項目		検査結果		
np(a.				□要是正	□その他
			特記事項		
	3	写真貼付			
			1		

(注意) この書館は、検査の結果で「乗赴王」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特配すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「乗是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
② 記入費が不足する場合は、补を拡大、おながい

6